ITIF | INFORMATION TECHNOLOGY & INNOVATION FOUNDATION
SCHUMPETER PROJECT ON COMPETITION POLICY

700 K Street NW Suite 600
Washington, DC 20001

ITIF のコメント

(日本の

公正取引委員会、

東京、日本を前に)

)

)

件名:

日本のスマートフォンソフトウェア競争促進法 (スマートフォンに使用される特定のソフトウェアに係る競争の促進に関する法律)

)

)

パブリックコメント

)

)

)

2024 年 9 月 8 日

内容

はじめに 2
質問への回答 2
推奨事項 6
結論 7

はじめに

2024 年 6 月 24 日、公正取引委員会 (JFTC) は、スマートフォンソフトウェア競争促進法 (SSCP) に基づく規則の策定と施行のための調整会議を開始しました。法律第 1 条に規定されているように、SSCP は、大手プラットフォームプロバイダによる反競争的行為の疑いに対処し、小規模開発者に公平な競争の場を確保し、消費者の選択肢を拡大することにより、日本のスマートフォンソフトウェア市場における公正な競争を促進することを目的としています。[1] 世界トップクラスの科学技術政策シンクタンクである情報技術イノベーション財団 (ITIF) は、公正取引委員会による SSCP パブリックコンサルテーションに関する情報提供の呼びかけに応じる機会を得られたことを大変嬉しく思っています。[2]

質問への回答

質問 11

ITIF は、大手スマートフォンプロバイダがサードパーティのアプリマーケットプレイスによる自社プラットフォームへのアクセスを拒否することを禁じる第 7.1 条の禁止事項の影響について懸念を抱いています。SSCP は、サイバーセキュリティを確保するために必要な取引拒否をこれ*自体*禁止対象外としていますが、大手スマートフォンプロバイダがサードパーティのアプリストアにプラットフォームを開放することを拒否することが競争促進的かつ消費者促進的となるケースは数多くあります。たとえば、この種の取引拒否は場合によっては反競争的となる可能性があるものの、米国の裁判所は、Apple がイノベーションへの投資に対する補償を確実に受けられること、ユーザーのプライバシーが強化されること、よりオープンなプラットフォームのライバルとのブランド間競争が刺激されることなど、利益ももたらされる可能性があることを認めています。[3] したがって、第 7.1 条が制定されれば、イノベーションと消費者に悪影響を与える危険性があります。

質問 12

ITIF は、大手スマートフォンプロバイダが競合他社が提供する自社と同等の品質の特定の補助サービス (音声機能など) へのプラットフォームアクセスを制限することを禁じる第 7.2 条の禁

[1] *SSCP 第 1 条を参照。*

[2] 公正取引委員会によるスマートフォンソフトウェア競争促進法に関する情報提供の呼びかけ。

[3] Epic Games, Inc. v を参照。Apple, Inc., 67 F.4th 946, 986–89 (9th Cir.2023).

止事項の影響についても同様の懸念を抱いています。しかし、この禁止事項は、サイバーセキュリティ免除以外の競争促進および消費者保護の正当性を考慮していないのみならず、評論家が以前から認識しているように、同じ品質または同等の効率性を持つサードパーティのサービスが何であるかを判断することの難しさにより、この種の基準は管理不可能であり、特に反競争的行為が価格に関連していない場合にはそう言えるでしょう。[4] このため、第7.2 条は、総合的に見て消費者とイノベーションに利益をもたらす行為を最終的に抑制する危険性もあります。

質問 13

ITIF は、大規模なアプリストアが独自の課金システムの使用を要求したり、第三者が提供する課金システムの使用を制限したりすることを明確に禁止している第 8.1 条の禁止事項の影響について懸念を示しています。繰り返しになりますが、サイバーセキュリティの免除にもかかわらず、この行為を*本質的に*禁止することは、消費者とイノベーションに利益をもたらす競争促進行為を阻害することになります。確かに、そのような行為は場合によっては反競争的となる可能性があるものの、米国の裁判所は、Apple がアプリ内決済プロセスの使用を義務付けることによって、イノベーションへの投資に対する補償の確保、ユーザーのプライバシーの強化、全体的なユーザーエクスペリエンスの向上といった形でもたらされるメリットを認めています。[5] そのため、第 8 条 1 項が実施されれば、経済福祉とイノベーションにも悪影響を及ぼす可能性があります。

質問 14

ITIF は、サードパーティアプリがアプリ内リンクを使用してアプリ外の支払い方法などの情報を伝達することを明確に禁止する第 8.2 条の禁止事項の影響についても同様の懸念を抱いています。しかし、サイバーセキュリティの免除があっても、この行為を*本質的に*禁止すると、競争促進的行動が抑制されることになります。確かに、アンチステアリング規制の一部は反競争的になり得るものの、米国の裁判所は、スマートフォンプロバイダが投資に見合った補償を受けられること、ユーザーのプライバシーが強化されること、そしてより良いユーザーエクスペリエンスが提供されるという形で、Apple のアンチステアリングプロセスがもたらす利益を認めています。[6] すなわち、第 8.2 条が法律化されれば、消費者とイノベーションにも悪影響を及ぼす可能性があります。

---

[4] A. Douglas Melamed、「*Exclusive Dealing Agreements And Other Exclusionary Conduct—Are There Unifying Principles? (排他的取引契約およびその他の排他的行為 - 統一原則はあるか?)*」を参照。73 ANTITRUST L.J375、389 (2006) (「同等に効率的な競争者を排除するという目的は、それ自体が望ましい独占禁止法のルールとなるほど十分に明確でも管理可能でもない (the objective of excluding an equally efficient competitor is neither sufficiently precise nor sufficiently administrable to be a desirable antitrust rule in itself)」と指摘)。

[5]Epic Games, Inc. v を参照。Apple, Inc., 67 F.4th 946, 986–89 (9th Cir.2023).こうした利点にもかかわらず、Apple の反誘導条項は、カリフォルニア州の不正競争防止法の下では「不公平」であるとみなされました。*同上* 999 ページ。

[6]*同上*

質問 15

ITIF は、第 8.3 条の禁止事項の影響についても同様の懸念を抱いています。この禁止事項は、特に、大手アプリストアプロバイダが自社のブラウザをデフォルト (ホーム画面など) にしたり、ユーザーが競合ブラウザーにアクセスする機能を制限したりすることを防ぐことになるようです。しかし、サイバーセキュリティの免除にもかかわらず、この行為*自体*禁止することは、競争促進的行動を制限することになるでしょう。もちろん、米国の裁判所は、競合ブラウザをプラットフォームと互換性のないものにしてしまうなど、特定の種類の制限が反競争的効果をもたらす可能性があることを明確にしてきました。[7] ただし、Google のような企業が Android のホーム画面に Chrome ブラウザを搭載できるようにすると、ユーザーエクスペリエンスの向上や、使用率の増加によるブラウザ全体の品質向上など競争上のメリットがあります。[8] つまり、第 8.3 条が実施されれば、消費者とイノベーションにも悪影響が及ぶ可能性が高いのです

質問 16

ITIF はまた、スマートフォンやアプリストアのプロバイダによる不公平で差別的な行為を広範に禁止する第 6 条の禁止事項の影響についても懸念を抱いています。しかし、この禁止は、一部の差別的行為が福祉を向上させる性質を考慮していないだけでなく、評論家が長い間認識しているように、「不公正な」ビジネス行為が何であるかを決定することの難しさが、この基準を特に排他的行為を伴う状況で運用不可能にしています。[9] このため、第 6 条は、総合的に見て消費者とイノベーションに利益をもたらす行為を最終的に抑制する危険性もあります。

質問 17

ITIF はまた、大手スマートフォンプロバイダがいわゆる「データ不正流用」に関与したり、プラットフォーム、アプリストア、ブラウザで収集したデータを自社の他の製品に利用したりすることを禁じる第 5 条の禁止事項の影響についても懸念を抱いています。しかし、サイバーセキュリティの免除規定がないこの行為を*絶対的に*禁止することは、競争促進的行動を抑制することになるでしょう。たとえば、競合他社を排除して第 2 の市場で市場力を獲得するために非集約データを活用することは問題となる可能性がありますが、複数の市場にわたるデータを使用することは、情報の非対称性を是正し、特に消費者の嗜好を満たすアプリケーションをより適切にターゲティングするための重要な方法となり得ます。このことは特に集約データを使用

---

[7]、U.S. v などを参照。Microsoft, 253 F.3d 34 (D.C.Cir.2001) (Microsoft が Windows オペレーティングシステムと Internet Explorer 間の相互運用性を制限したことは、*とりわけ*反競争的であるとの判断)。

[8]最近の地方裁判所における米国対〇〇の判決。Google、事件番号。20-cv-3010 (APM)、20-cv-3715 (APM) (2024年8月5日) は、ブラウザではなく検索に関するデフォルトの合意に焦点を当てているため、この立場と矛盾しません。

[9]*たとえば*、 Yitzchak Besser、「*How to Restore Limiting Principles for "Unfair Methods of Competition" in Antitrust Law (反トラスト法における「不公正な競争方法」に対する制限原則を回復する方法)*」、ITIF 4 ページ (2023 年 5 月 30 日) (米国の反トラスト法では、「不公正」という用語の定義がないため、「不公正な競争方法」を取り締まる FTC の独立した権限に関して 1 世紀以上にわたる混乱が生じている」と指摘)。

する場合に当てはまります。[10] 現実には、企業がこれを実行できれば消費者にとっても良い結果になります。このため、第 5 条は、総合的に見て消費者とイノベーションに利益をもたらす可能性のある行為を禁止する危険性があります。

質問 18

モバイルソフトウェア競争促進法 (第 9 条) は、Google のような大手検索事業者が正当な理由なく検索結果において競合他社のサービスよりも自社のサービスを優遇することを禁止することで、重要な問題に対処しています。この規制の目的は公正な競争環境を促進することですが、「良い」自己優先と「悪い」自己優先を区別していません。一方で、検索事業者が品質や関連性に関係なく自社のサービスを不当に優先させ、競合他社のサービスをユーザーに表示させないようにする「悪い」自己優先は、確かに競争と消費者の福祉にも害を及ぼす可能性があります。消費者の福祉の観点から、重要な問題は、検索結果が関連性を保ち、ユーザーに役立つものであることを保証することです。

一方、多くの場合、検索事業者はサービスをより深く革新的に統合し、強化されたユーザーエクスペリエンスを提供できるようになります。たとえば、Google が地図やショッピングなどの独自の専門検索サービスを宣伝すると、より関連性が高くタイムリーな結果が得られ、消費者のニーズに最適なシームレスなエクスペリエンスが提供されることが多いです。このような「良い」自己優先は、イノベーションを促進し、より統合された効率的なソリューションを提供することで消費者に利益をもたらすことができます。しかし、法律において有益な自己優先と有害な自己優先が区別されていないため、このような革新が阻害される可能性があります。自己優先行為を全面的に禁止する法律では、たとえそれが消費者体験を真に向上させるものであっても、検索事業者がより関連性の高いサービスを紹介することを妨げるリスクがあります。これにより、市場はより断片化され、効率が低下し、イノベーションが妨げられ、消費者は最良の選択肢を逃すことになります。

したがって、ITIF は第 9 条の禁止の影響についても懸念を抱いています。大手検索プロバイダが自己優遇行為を行ったり、競合他社の製品に比べて自社の製品をプラットフォーム上で優遇したりすることを非難することは、デジタル経済全体で広く見られる慣行です。しかし、先述した内容から、自己優先は状況によっては反競争的になる可能性がある一方で、経済的福祉を向上させる競争促進的で革新的な行動である場合が多いでしょう。また、第 9 条は、企業が競争促進の正当な理由がある場合にはこのような行為を行うことを認めているように見えるものの、公正取引委員会が潜在的な反競争的損害と競争促進の利益とのバランスを取る試みを行わ

[10] *参照*Joseph V. Coniglio と Lilla Nóra Kiss、「*Comments to the Indian Ministry of Corporate Affairs Regarding Digital Competition Law (デジタル競争法に関するインド企業省へのコメント)*」、ITIF 8 ページ (2024 年 5 月 15 日) (Amazon の電子商取引プラットフォームにおけるいわゆる「データ不正流用」の利点について議論)。

ないとは明確に述べられていません。米国の裁判所が認めているように、これは最終的には競争促進行為を抑制してしまう管理不可能な行為です。[11]

質問 19

スマートフォン業界は一般的に競争が激しく、革新的です。具体的には、Apple と Google がネットワーク効果の恩恵を受けるモバイルオペレーティングシステムの主要なプロバイダであるということは、SSCP が修正する必要がある市場の失敗が存在することを意味するものではありません。それどころか、重要なのは市場のパフォーマンス、特に価格、生産量、イノベーションなどの指標です。ここで、評論家が指摘しているように、日本のアプリ経済は活況を呈しており、SSCP が修正する必要がある市場の失敗という考えは覆されます。[12] さらに、アプリマーケットプレイスに関しては、Amazon Appstore、Samsung Galaxy Store など、Apple や Google に代わるサービスがいくつかあり、アプリ開発者と消費者の両方を引き付けるために積極的に競争しています。

質問 20

デジタル規制、特にスマートフォン業界と 2 大米国企業 (Apple と Google) を対象とした規制を採用するのではなく、ITIF は JFTC に対し、スマートフォン市場が拡大し続けているとする市場調査レポートの調査結果を考慮するよう奨励しています。[13] さらに、公正取引委員会は、スマートフォン市場が着実に成長していると指摘した内閣官房デジタル市場競争本部の報告書も考慮すべきです。[14] さらに、公正取引委員会が、公平性などのより広範な非経済的な懸念に対処するために SSCP を実施したいと望む限りにおいて、中国の技術経済的優位性の追求と、2 つの成功した米国企業を標的にすることで米国との間に生じる潜在的な緊張という文脈で、SSCP による潜在的な損害も評価する必要があります。[15]

推奨事項

これらの理由から、ITIF は SSCP について重大な懸念を抱いており、以下の推奨事項を提示しています:

- **SSCP の必要性を再評価すること:**日本の現行の独占禁止法では、すでに公正取引委員会 (JFTC) にスマートフォン分野における反競争的行為に対して措置を講じる権限を与え

[11]Allied Orthopedic Appliances Inc. v. などを参照。Tyco Health Care Group LP、592 F.3d 991, 1000 (第 9 巡回区控訴裁判所)2010 年) (「製品設計の改善によるメリットと、その結果生じる傷害を比較検討するのは、賢明でないだけでなく、管理不可能である。」)。

[12]Adjust と data.ai が日本のアプリ利用が 2023 年に急増し、力強い回復を示すと予測 (prnewswire.com) などを参照。

[13]JFTC, Market Study Report on Mobile OS and Mobile App Distribution 7–11 (Feb. 2023).

[14]ecretariat of the Headquarters for Digital Market Competition, Competition Assessment of the Mobile Ecosystem Final Report:要約 2（2023 年 6 月 16 日）.

[15]Robert D. Atkinson、「*日本のアプリストア法案は良い結果にはならない (Japan's proposed app store law would do not good)*」、日経 (2024 年 5 月 29 日) などを参照。

ています。公正取引委員会は、まず既存の手段を活用して、特定の反競争的行為が発生したときに対処し、現行法が新たな課題に対応できない場合にのみ、新しい法律を施行すべきです。このアプローチにより、DMA のような先制的な規制による潜在的な意図しない結果を回避でき、イノベーションを阻害し、日本のモバイルエコシステムの急速な成長を妨げることを防ぐことができるでしょう。

- **絶対的な禁止を回避すること:**SSCP の広範な *絶対的*禁止事項は、競争を害する行為と消費者の福祉を高める行為を区別していません。SSCP が施行されれば、消費者とイノベーションに利益をもたらす競争促進行為が抑制され、促進しようとしている市場そのものの成長が阻害される可能性が高くなります。
- **SSCP の地政学的影響を評価すること:**中国との世界的な技術競争の中で、日本と米国の強力な同盟関係は極めて重要です。この意味で、公正取引委員会は、SSCP が日本のイノベーションを阻害するだけでなく、Apple や Google などの米国企業を標的にすることで、どのような悪影響を及ぼす可能性があるかを検討する必要があります。
- **最後に、日本の消費者の福祉に焦点を当てること:**日本企業の競争上の地位が SSCP の焦点となるべきではありません、特にデジタル分野においてはそうです。ここで提案されている変更の多くは、すべてではないにしても、日本のデジタル消費者の生活を向上させるのではなく、悪化させることになるでしょう。

結論

結論として、ITIF は、JFTC が SSCP によってイノベーション、消費者の福祉、デジタル市場の成長、そして台頭する中国の中での広範な地政学的状況に及ぼす潜在的な影響を慎重に評価することを推奨します。具体的には、SSCP は競争の強化を目的としていますが、その代わりに消費者の福祉と全体的なイノベーションの強化に重点を置くべきです。その広範な「絶対禁止事項」と限定的なサイバーセキュリティ免除は、日本のスマートフォン市場の繁栄の鍵となる革新的な行動を阻害し、最も緊密な同盟国の大手企業を標的にするリスクをもたらす可能性があります。

ご検討のほどよろしくお願いします

Joseph Van Coniglio, Esq.
シュンペーター競争政策プロジェクトディレクター
、Information Technology and Innovation Foundation

Lilla Nóra Kiss, Ph.D.
シュンペーター競争政策プロジェクト上級政策アナリスト
、Information Technology and Innovation Foundation